

見た目のアンチエイジング研究会 会則

【総則】

第1条

本会は見た目のアンチエイジング研究会と称する。

第2条

本会の事務局を株式会社メディプロデュース(東京都渋谷区恵比寿 4-20-4 恵比寿ガーデンプレイス グラススクエア PORTAL POINT Ebisu #B5)内に置く。

第3条

本会は主に皮膚科・形成外科領域での加齢・老化現象について、これを軽減、修復、防止するための方策を基礎科学的ならびに臨床医学的に、研究・調査・追及し、皮膚科・形成外科領域における抗加齢医学研究および正しい医療の開発・推進・発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会・講習会の開催
- 2) 皮膚科・形成外科領域の抗加齢医学に関する最新情報の交換
- 3) 皮膚科・形成外科領域の抗加齢医学に関する研究や講習会への助成
- 4) その他本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第5条

本会の会員は、次の2種類とする。

1. 正会員
日本抗加齢医学会会員で、皮膚科・形成外科領域にかかわる医師、研究者とする。
2. 賛助会員
本会の目的に賛同し、支援いただける企業、団体とする。

【会員の義務】

第6条

- 1) 本会の会員は別途定める会費を納入しなければならない。
- 2) 会費は、世話人会で立案、承認を得て決定する。

【会員の権利】

第7条

会員は次の権利を有する。

- 1) 本会の学術集会、講習会に出席することができる。

【役員】

第8条

本会には次の役員をおく。

- 1) 世話人代表を1名おく。世話人代表は世話人の互選による。
- 2) 世話人 若干名

【会議】

第9条

本会の会議は世話人会をもって構成し、議長は世話人代表とする。

【世話人会】

第10条

世話人会では、下記の項目を検討し、報告しなければならない。

- 1) 予算を含む年度事業計画の承認
- 2) 決算を含む年度事業報告の承認

【学術集会】

第11条

本会は年に1回学術集会を学術集会会長の主催のもとに開催する。

【会計】

第12条

本会の会計は会費、寄付金およびその他の収入をもって処理する。

【会計年度】

第13条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

【規則の変更】

第14条

本規則は世話人会の議を経て変更することができる。

役員名簿

代表世話人	大慈弥 裕之	北里大学 形成外科・美容外科 客員教授 NPO 法人自由が丘アカデミー 代表理事
世話人	市橋 正光	アーツ銀座クリニック 院長
	白壁 征夫	医療法人 白壁会 サフォクリニック 院長
	船坂 陽子	日本医科大学医学部皮膚科学 教授
	森田 明理	名古屋市立大学大学院 医学研究科 加齢環境皮膚科学 教授
	吉村 浩太郎	自治医科大学形成外科 教授
	山下 理絵	湘南藤沢形成外科クリニック R 総院長
	山田 秀和	近畿大学医学部皮膚科 客員教授 近畿大学アンチエイジングセンター ファウンダー